

報 告 第 8 号

損害賠償の額を定める専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告する。

令和5年9月6日提出

摂津市長 森 山 一 正

専 決 第 6 号

損害賠償の額を定める専決処分の件

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和5年8月28日専決

摂津市長 森 山 一 正

- |                   |   |
|-------------------|---|
| 1 事 故 名           | ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）<br>被害者支援措置対象者の住所地漏えい   |
| 2 事 故 発 生 状 況     | 令和5年5月24日（水）午前11時15分頃、手続のため来庁したDV加害者に対し、DV被害者支援措置対象者の住所が印字された書類を提示したことにより、DV加害者に現住所が知られることとなった。 |
| 3 損 害 賠 償 の 相 手 方 | DV被害者支援措置の対象となっている府内在住の者  |
| 4 損 害 賠 償 の 額     | 811,690円  |
| 5 過 失 割 合         | 本市 100% 相手方 0%  |